

## 政策アイデア・フレーミングと2004年年金改革

立命館大学産業社会学部

鎮目真人

### 1. はじめに

2004年年金改革は、従来までの現役世代の賃金に対して一定率の給付を保障するという確定給付から、現役世代の保険料の上限を固定するという確定拠出に移行した大きな改革であったとされる。給付水準に関しては15%ほどの削減が見込まれている。

本稿では、プロスペクト理論や歴史的制度論などに依拠した制度改革に関する分析枠組みについて検討を加え、給付の削減といった不人気政策がどのような条件でなされるのかということについて考察する。そして、それを踏まえて、2004年に行われた年金制度改革は従来の年金制度の性格を大きく変えるものであったのかどうかということについて考えたい。

### 2. プロスペクト理論とアクターの行動

プロスペクト理論は価値関数と呼ばれる意思決定者が受ける利益・損失を、意思決定者の主観的な価値に対応させた関数を用いて人々の行動を説明するものである（真壁2010:89）。この価値関数において、価値(効用)は、参照点と呼ばれる点から、価値の対象となる変数(所得など)の値がどれだけ変化したかという、価値の参照点からの変化によって測られる(多田2003:100-101)。従来の期待効用理論では、効用は所得の水準など効用を生み出す変数の水準から得られるとされているが、価値関数における効用はこれとは大きくことなる(例えば、ギャンブルに参加する際の効用は、ギャンブル開始前のプラス・マイナス0円であり、ギャンブル以前の所得水準は考慮に入らない)。

価値関数の形状は、参照点を原点とし、利益領域で凹型の関数、損失領域では凸型の関数となっており、凹型の関数の傾きよりも、凸型関数の傾きの方が大きい(利得よりも損失を高く評価する、価値関数の損失回避性)。これは、利得に対しては限界効用逓減型=危険回避型、損失に対しては限界効用逓増型=危険愛好型であるということを意味する(多田2003:101-108)。また、価値関数には利得や損失は参照点から離れば離れるほど、わずかな額の変化から生じる価値の変化分が小さくなる、価値関数の感応度逓減という性質もある(例えば、100円の損失における不満感のほうが、100円の利得による満足感よりも大きい)。また、利得がプラス100円の時に、さらに利得が10円増加する場合の満足感のほうが、利得がプラス1万円の時に、利得が10円増加する場合に比べて大きい⇔損失がマイナス100円の時に10円さらに損失が生じる場合の不満感の方が、損失が1万円の時に損失が10円加わる時よりも大きい)。

リスクのある状況での選択においては、個々の事象が起きる確率は、主観的なウエイトが付されて変換され（確率ウエイト関数）、それをもとに選択がなされると想定されている。そのため、客観的確率が1の場合は主観的確率も1だが、客観的確率が1を下回る場合には、主観的確率は客観的確率よりも過少評価される。また、客観的確率が0の場合は主観的確率も0だが、客観的確率が0を上回ると主観的確率は客観的確率よりも過大評価される（例えば、自動車と航空機の客観的死亡事故確率は自動車の方が高いが、主観的死亡事故確率は自動車ではより低く、航空機ではより高く評価される）。ただし、実証分析によれば、両者は確率 0.3~0.4 の近傍で一致するという結果が得られている（多田 2003:108-111;依田 2010:136）。

### 3. プロスペクト理論と政治的意思決定

こうしたプロスペクト理論は行動経済学の分野で精緻化されてきたが、近年では、政治的な意思決定にも様々な場面で応用されてきている。特に、本稿と関わり合いの深い研究は、社会保障の縮減にみられる不人気政策が行われる条件に関する研究である（Vis 2010）。

この研究では、政府が社会保障施策について現状維持を欲するのは、利益局面にいるか、もしくは、a)改革を実行しないか、b)選挙での勝利が得られるといった有利な見通しが持て、選挙で敗れるリスクが少ないという条件のもとで実行される改革との間の選択に立たされた時であると想定されている。逆に、政府がギャンブルを犯して現状維持を打破するのは、損失局面にいるか、もしくは、a)改革を実行しないか、b)選挙での勝利が見込めず、選挙で敗れるリスクが高いという条件のもとで実行される改革との間の選択に立たされた時であるとされる。すなわち、政府は利得局面に立っている時には、絶対的な利益を追求し、リスクをとまなう改革に着手することはないが、他方、損失局面に立っている時には、相対的な利益を追求し、よりリスクの高い改革を実行するということである（Vis 2010 :125）。

改革を実行する政府と投票者はそれぞれがどのような局面に置かれるかということによって、改革の実行可能性がことなる。図1に沿っていえば、それは以下のように説明できる（Vis 2010:126）。

政府は自らが損失局面に直面している時のみ、選挙においてリスクを伴う制度改革を行う（Ⅰ、Ⅱ）。ただし、政府が改革を実行できるのは、投票者も損失局面にいて、その同意が得られる場合である（Ⅱ）。そのため、投票者が利得局面にいて改革に反対している時には、政府が改革を実行することは難しい（Ⅰ）。

他方、政府が利得局面にいる場合には、選挙でリスクを伴う制度改革は実行しない（Ⅲ、Ⅳ）。政府が改革に着手しない時には、投票者も利益局面にいて制度改革を望まずに何の対立も生じない場合と（Ⅲ）、投票者は損失局面にいて改革を望んでいるために対立が生じる場合がある。

図 1 投票者と政府の領域、リスクへの態度と非難回避の必要性

		政府	
		損失領域 (現状維持-/-)	利益領域 (現状維持+)
投票者	利益領域 (現状維持+)	(リスク回避、リスク愛好) <b>対立</b> 政府は改革を望み、選挙民は改革に反対 I	(リスク回避、リスク回避) <b>非対立</b> III
	損失領域 (現状維持-/-)	(リスク愛好、リスク愛好) <b>非対立</b> II	(リスク愛好、リスク回避) <b>対立</b> 選挙民は改革を望み、政府は改革に反対 IV

※括弧内のリスクへの態度については、選挙民が最初に記述されている。

出所) Vis & Van Kersbergen(2007、表1)

Vis はこうした図式をもとに、1980 年代から 2000 年初頭までのイギリス、デンマーク、オランダ、ドイツにおける失業関連給付が各政権によって増減された要因について **Fuzzy Set** 分析を行っている。プロスペクト理論に依拠して、政府による給付の削減といった不人気政策は、経済環境の悪化（経済成長率の低下と失業率の上昇）、または、政権の弱体化（与党の得票率の低下と野党の得票率の上昇）という損失局面で行われ、逆に、政府による給付の増大といった人気取り政策は、経済環境の改善、または、政権の強化という利益局面で行われるという仮説が立てられて分析がなされている(不人気政策は右派政権によって実行され、人気政策は左派政権によって行われるという補助仮説も想定)。

分析の結果、失業給付の寛大度の引き下げ(給付寛大度指標：単身 APW、専業主婦と子どもいる世帯 APW に関する失業給付所得代替率、給付期間)、給付要件(給付を得るのに必要な資格期間、給付までの待機期間)の厳格化といった不人気政策が導入される条件は、弱い経済環境 (=損失局面) と弱い政権、もしくは、弱い経済環境と右派政権であると指摘されている。また、失業給付の所得代替率の引き下げが行われる条件は、①弱い経済環境下での強い政権、②弱い経済環境下での右派政権、③強い右派政権といった 3 つの条件のいずれかである。逆に、積極的労働市場といった拡張政策は、強い左派政権、もしくは、強い経済環境 (=利得局面) の下での強い政権といった条件のもとで実行されるということをあきらかにしている (Vis 2009; Vis 2010)。

さらに、Vis らは、政府は損失局面に立たされているが、投票者は改革に反対しており、両者の間に対立が生じている局面(I)の時に、政府によって非難回避の政策がとられると主張している(Vis & Van Kersbergen 2007)。そして、彼らは、プロスペクト理論を踏まえると、投票者による改革への抵抗を回避する戦略として、Weaver が指摘した非難回避の政策に加え(Weaver 1986)、投票者の立場を利得領域から損失領域に移し替える戦略が取られ得ると指摘している (I → II)。それは以下の通りである。

① 望むと望まずとにかかわらず失望させる: 政治的アクターが投票者の置かれている領域

を操作して、その利得領域は損失領域へと組み換えられる (reframe)。例えば、政府は、どのような政党による支配下でも、現状は容認できない状況にあるため、制度改革は止むなしという状態をアピールして改革を実行する。

② 勘定操作、悪評の流布、統計操作：政治的アクターが、現状は否定的な結果しかもたらさないものであると再定義して投票者に示すことによって、投票者を利得領域から損失領域へと移行させる。例えば、政府は、悪い結果を導くという前提に立った将来的予想を意図的に流布して、投票者を損失領域へと導き、改革を実行する。

#### 4. プロスペクト理論、歴史的制度論、非難回避

上記の Vis の理論で問題なのは、損失局面の定義であろう。Vis が取り上げている失業関連施策に関して、経済環境の悪化は制度の運営者にとっては損失局面を生じさせると想定しても問題はない。ただし、政権与党の弱体化が政権与党にとって大胆な制度改革を生み出すような損失局面を意味するとは限らない。歴史的制度論で主張されている拒否権(Veto points)による制度のロック・インを考慮に入れば、単独政権で支持基盤の厚い強い政権(拒否点のない政権)こそが制度変化を導く上で好都合なはずである。

拒否権に着目したアプローチでは、社会保障制度の形成過程において、利益集団(主として社会保障の供給主体となる医師などの専門化集団)に対して拒否権がどの程度社会制度上保証されているのかに応じて、制度改革の程度が異なると論じている。Immergut はフランス、スイス、スウェーデンの医療保険改革を取り上げ、医師たちが拒否権を行使できる国民投票制度があるスイスでは制度改革が遅れ、拒否権を行使できる制度のないスウェーデンでは制度改革が進んだと指摘している(Immergut 1992)。

また、Huber らは、社会保障支出の増大と拒否権を付与する統治機構(連邦主義の程度、大統領制の有無、選挙制度の形態(比例代表制、修正比例代表制、小選挙区制)、議会構造(二院制か否か)、国民投票制度の有無)について実証分析を行い、拒否権が付与されている国であるほど、社会保障制度の増大をもたらす改革は実行されなかったと主張している(Huber,Ragin,Stephens 1993)。

さらに、Hucker は、制度縮減期においては、拒否権が多ければ改革が困難であり、拒否権が少なければより大きな制度改革がなされうるとし、拒否権と制度転換に対する内的障壁(制度の裁量性、制度への支持)をもとに、制度変化の類型論を構築している(Hacker 2004)。

Vis の分析結果では、社会保障の縮減政策は強い政権のもとで行われるということが示されているが、これについては、拒否権のない権力集中型の強い政権のほうが大胆な改革を実行できるという解釈が可能である。つまり、弱い政権＝損失局面→不人気政策という想定は誤りである可能性がある。Vis が問題にしているのは、経済環境の悪化の下での、拒否権がない政権による、弱い支持しか得られない状況での大幅な縮減改革(「改廃」)であると整理

することができる（図2の赤字部分）。

ここで損失領域におかれた政府にとって制度改革上で問題になるのは、連立政権や上院と下院で過半数を有する政党が異なる場合などで拒否権が付与されるケースや投票者が利益領域にあり制度への支持が高いケースである。こうしたケースで制度転換が行われる際に近年注目されているのはアイディアの政治である（「言説的制度論」、「構成主義的制度論」）。Scmidtによれば、アイディアとしての言説は、政策プログラムの合理性を提示することによる、それを正当化するのに役立つ「認識的機能」とその適切性を示すことにより合法性を与えるのに寄与する「規範的機能」を果たすとされる（Scmidt 2002:209-256）。加藤はそうしたアイディアの政治の役割として、アクターの利益・選好の形成という局面（政策の目標設定局面）での役割（アイディアの構成的役割）とアクターがそれを利用して支持調達を図る局面での役割（アイディアの因果的役割）の二つを抽出し、それらが制度変化のダイナミズムを生み出すとしている（加藤 2012:167-189）。

また、Coxは、デンマーク、オランダ、ドイツでの福祉改革を比較し、デンマークやオランダでは新たな言説によって政策課題がフレーミングされることによって（デンマークでは伝統的に重視されてきた労働と社会保障制度との繋がりを再構築するという言説、オランダでは雇用の柔軟化と社会保障との新たな接合という Flexicurity）、新たな経路が形成される（Path shaping）、制度改革が大胆になされたが、ドイツでは有効な言説が示されなかったために改革が失敗したと述べられている（Cox 2001）。つまり、アイディアの政治によって、政策プログラムがフレーミングされ、それが政策の支持を得ることにつながり、改革が成功したとみることができる（世論の支持を背景に拒否権を発動させないようにして改革を実行）。

ただし、ここで重要なのは、アイディアの政治によるフレーミングの成否を規定する要因として、当の改革の対象となる制度の構造があげられるということである。改革の実行者と制度の受益者との間に制度情報に関する非対称性が大きければ、制度の実行者によるフレーミングによる、制度の受益者に対する利益・損失領域間の領域変化はたやすいと考えられる。その制度情報の非対称性を生じさせるのは、制度の構造（給付と負担の複雑性・透明性、給付期間の長短など）である。つまり、日本の年金制度のように、受給者・被保険者にとって制度の構造が複雑で理解が難しく、給付が長期設計の場合、制度改革者と受給者・被保険者との間に情報の非対称性が発生し、改革者によるフレーミングの余地が大きいといえるだろう（制度改革者のアイディア→**制度構造**→フレーミングによる利益・損失領域操作→制度改革）。

図2 利益・損失領域と制度改革類型

		損失領域にある政府	
		拒否権	
		大	小
投票者	利益領域(強い支持)	放置	階層化
	損失領域(弱い支持)	転換	改廃(制度改革)

(出所)Hacker 2004:248を一部改

## 5. 2004 年年金改革とアイデア・フレーミング

以下では、改革の実行者や受給者・被保険者の利益・損出局面に関する布置状況、政権における拒否権の状況について把握し、そうした状況に対して改革においてどのようにフレーミングがなされて改革が実行されたのかということについてみていきたい。

### (1) 政策主体にとっての損失領域

1997 年の将来人口推計では合計特殊出生率が 1.61 まで回復すると予想されたが、2002 年の新たな将来人口推計では 1.39 までしか回復しないということが明らかにされた。また、1997 年推計で男子 79.43 歳、女子 86.47 歳とされた平均寿命が 2004 年推計では男子 80.95 歳、女子 89.22 歳にまで伸び、1997 年推計で 32.3%とされた 65 歳以上人口比率が 2004 年推計では 35.7%に上がると推計された。その結果、2000 年改正で基礎年金の国庫負担を二分の一にした場合、19.8%にとどまるはずであった厚生年金の最終保険料率は 22.8%、基礎年金の国庫負担を 3分の1 のままで維持すると 26%にまで上がることになった。また、国民年金では改革が実行されなければ、少子高齢化によって保険料は 2031 年に 29、500 円になると推計された(吉原 2005:173)。そうした中で、「社会経済と調和した持続可能な制度」の構築が課題とされた(厚生統計協会編 2004:48)。

### (2) 受給者・被保険者にとっての利益・損失領域

連合は 2003 年の『21 世紀社会保障ビジョン』のなかで、給付額 7 万を保障する税方式の基礎年金と報酬比例の厚生年金を 40 年加入で 10.3 万円を保障する年金制度を 2025 年までに実現することを打ち出している。給付額は 24.3 万円で現役世代の手取り年収比で 55%となっている(40 年加入で片働き世代)。厚労省社会保障審議会年金部では、連合の委員も加わり議論を行っているが、そこでは主として厚生年金の負担と給付に関する改革論が論じられている(その内容は、年金給付は所得代替率 55%を確保し、保険料は、基礎年金の税方式化、積立金の活用、在職老齢年金を廃止して年金を含めた所得課税の強化、社会保険の適用拡大による被保険者の増加などによって抑制すべきというものであった)。他方、基礎年金については税方式にすべきと論じられているものの、具体的な制度設計に関する議論はな

されていない。

連合にみられるように、厚生年金については、正規労働者の老後の生活を守るための利益集団が存在するが、基礎年金については、制度の成立以降、産業構造の転換に伴う被保険者の多様化によってその影響力は弱体化していると考えられる(非正規労働者や自営業者の利益団体としての組織化は進展していない)。第一号被保険者における「年金空洞化」(2010年度、59.3%)とその理由としてあげられている要因はそれを物語るものといえる(「保険料が高くて経済的に支払うことが困難」(62.4%)、「国民年金をあてにしていない、または、あてにできない」(12.2%)。

### (3) 政権与党と拒否権

自民党は2003年に政権公約(「小泉改革宣言」)を出し、基礎年金の国庫負担2分の1引き上げとともに「将来の国民負担率を50%以内に抑制」や「世代間および世代内での不公平を是正」などを打ち出している。そこでは給付の抑制基調が鮮明であったといえる。

他方、公明党は2003年の衆議院選挙に向けて出された同党のマニフェスト(『安心・はつらつ社会』を構築しますー公明党の政策綱領マニフェスト100」2003年7月)では「年金100年安心プラン」を出している。そこでは、保険料について、厚生年金では最終的には年収の20%以下にとどめ、基礎年金では国庫負担2分の1への引き上げや第一号被保険者の年金保険料上限を18,000円とするということが掲げられ、給付については、厚生年金では現役世代の平均的な手取り収入の50%から50%台半ば程度を確保し、掛けた金(保険料)の2倍はもらえる(給付)年金制度とするということが掲げられている。他方、基礎年金の給付水準に関する記述はない。

今回の与党間において大きな力を発揮したのは、公明党であったと考えられる。実際の年金改革に関する審議が行われた社会保障審議会年金部会(部会長は宮島洋東大教授)の第26回委員会(2003年9月12日開催)では、坂口力厚生労働大臣から、「平成16年年金改革における給付と負担の見直しについて(坂口試案骨子)」が出され、保険料水準固定方式(厚生年金20%以内、国民年金18,000円(平成11年度価格)を上限)で給付水準を50%~50%台なかばの水準にすることが提唱された。試案は保険料水準固定方式の導入を前提に具体的な保険料と給付水準の幅を明記したものであり、部会ではこれが最終的な厚生省案となることが確認された。坂口試案は2003年9月15日に発表され、それから2004年2月4日の与党最終合意まで、与党内では厚生年金の保険料水準をめぐる駆け引きが繰り返された。公明党の基本案はマニフェストで示された厚生年金給付の所得代替率50%保証、そのための保険料20%というもので、特に所得代替率50%確保に力点が置かれていた(日本経済新聞社編2004:74)。これに対して、小泉首相を始めとする自民党執行部は経済界の意向も受けて、自民党と公明党の与党間で設けられた年金制度改革協議会の場で18%を主張していた(日本経済新聞社編、73。なお、経済界は16%の保険料負担を主張していた。『朝日』2003年12月18日)。自民党内では公明党との妥協を探るために年金制度調査会(津島雄二会長)で議論

が行われ、給付水準 50%を確保できる保険料率 18.35%で社労族の丹波雄哉らの了解も取り付けて合意した(日本経済新聞社編 2004:80)。その後、公明党側は厚生省との間で最終調整を行ない、給付水準 5割がかろうじて確保できる 18.30%で妥協し、年金制度改革協議会で最終合意した(日本経済新聞社編 2004:98)。こうした自民党による妥協が引き出されたのは、2003年の総選挙が終盤を迎えるなかで、公明党との連立を意識した小泉首相が坂口試案に沿った発言をするようになり(『朝日』2003年11月7日)、選挙後には与党の得票に貢献した公明党が年金改革で発言力を増したからである(『朝日』2003年11月18日、12月5日)。改革では、坂口厚労相を核として公明党が自民党に対して拒否権プレイヤーとして一定程度機能し、同党主導で行われたということができよう(鎮目 2010)。

#### (4) 年金改革におけるアイデア・フレーミング

今回の年金改革において、目玉となったアイデアは「保険料固定方式」(スウェーデン方式)という概念上の確定拠出方式的な考え方である。保険料固定方式は、具体的には、保険料の上限を設定するというものである(2017年以降、厚生年金の保険料の上限は18.30%、国民年金の保険料の上限は16,900円)。そして、その範囲内で長期的に年金財政の均衡を保てるように被保険者の数や賃金総額、平均寿命の伸びなどのマクロ的な経済社会の変化を反映させながら、給付を自動的に調整する仕組み(マクロ経済スライド)が導入された。保険料率を一定にし、被保険者数の減少や年金受給世代の平均寿命の伸びなどを勘案して給付を調整する仕組みはスウェーデンで1999年の年金改革で実現した報酬比例の国民老齢年金(AP)と同様である。しかし、スウェーデンのAPと決定的に異なるのは、給付に下限が設けられている点である。2004年の改正では改正法の附則2条の規定に、次の財政検証までに年金裁定時において、少子化の進展や経済情勢の悪化により所得代替率が一定水準(夫婦で所得代替率50%)を下回る場合には、給付水準の調整が終了されることがさだめられている。そうした場合に政府は、所得代替率50%の水準の給付を続けながら、財政の均衡を保つために、給付と負担のあり方について検討を行い、必要の措置を講じるとされている(厚生労働省2004)。こうした点を踏まえると、改革のアイデアでは保険料固定方式という名称が与えられていても、実質的には従来の確定給付の年金制度とすることができる。実質的には確定給付という発想が重視されて給付水準や保険料率が定まったことは、上記の政権与党内での年金改革をめぐる駆け引きをみても明らかである(なお、厚労省内での政策担当者の認識としても、『50%を下回らない』は守りつつ、保険料率の20%は、人口推計の余裕を持ったところからぎりぎりの線にして、在老の抑制を絡めて、18.3%にたどり着いた」とされている(高橋2012)。

以上から敷衍すると、2004年の年金改革で問われたのは、確定給付の仕組みのなかでの損失領域におけるAとBの選択であったといえる。

A 2004年時点での保険料率13.58%を最終的に22.8%に引き上げる(68%の引き上げ)



B 所得代替率59%を2023年以降は50.2%に引き下げる（17%の引き下げ）

しかし、実際にBの代わりに保険料固定方式としてフレーミング化されて提示されたのは以下のB'であった。

B' 2004年時点での保険料率13.58%から最終的に18.30%に引き上げる。

そのため、AとB'を比べるとB'の方が損失が少ないと認識され、それに対する支持は得やすくなる。

こうしたフレーミング化が可能であったのは、少子高齢化という年金制度を取り巻く環境変化が年金の受給者や加入者に対して強調されて、Visらが指摘する「望むと望まずとにかかわらず失望させる」戦略がとられ（利得領域から損失領域への変化）、かつ、給付削減の方法が「マクロ経済スライド」という複雑な仕組みによってなされたために、情報の非対称性（専門家集団の情報量>年金受給者・加入者の情報量）が生じたためであると考えられる。加えて、保険料固定方式によって、「世代間の公平」や「制度の持続可能性」が図られるという言説は給付の削減という損失に正当性を与え、改革の性質を「欠陥を徳へ変える

（Vice-into-Virture）」（Levy 1999）ものと認知させ、改革において支持調達を図る局面でも有用であったと考えられる（アイディアの因果的役割）。

他方、基礎年金制度については厚生年金縮小の枠組みのなかでその持続だけが問題にされ、厚生年金に従属した改革が実行された（鎮目(2010)）。

## 6. 結びにかえて

本稿では、プロスペクト理論、歴史的制度論などの知見をもとに、制度改革が行なわれるメカニズムについて考察し、制度改革者のアイディアとそれに基づくフレーミングとの間で改革対象となっている制度それ自身の制度構造が重要な役割を果たすということを明らかにした。アイディアによる政治は制度構造を媒介にしてフレーミング化され、それによって制度改革が実践される。そして、そうした分析枠組みに依拠すると、2004年改革で大きな役割を果たしたのは保険料固定方式というアイディアとそれに正当性を与えた世代間公平、制度の持続性という言説であった。そうしたフレーミングを可能にしたのは、情報の非対称性をもたらす、マクロ経済スライドという給付削減の仕組みであった。

改革の影響は、特に国民年金において深刻であるといえる。なぜなら、2004年改革によって国民年金の給付水準は、生活扶助の基準と照らした場合に従来の保障水準を大きく下回るものではないが、1973年改革による給付改善以前の国民年金創設当初の1960年代の水準に戻る恐れがあるからである。また、改革による国民年金額の対生活扶助費比の減少率は、単身世帯では約19%、夫婦世帯では約18%となっており、1980年の年金改正と同様に今までで最も大きい部類に入る（鎮目2006）。そのため、制度の目的は老後の基礎的生活に対する中心的保障から補足的保障というものへと変化する可能性がある（「転換」改革＝制度形態は大きく変わらないがその目的が変わる改革（鎮目2010））。

参考文献

- 依田高典 (2010) 『行動経済学 感情に揺れる経済心理』 中公新書
- 加藤雅俊 (2012) 『福祉国家再編の政治学的分析—オーストラリアを事例として—』 お茶の水書房
- 厚生統計協会編(2004) 『国民の福祉の動向』 厚生統計協会、 51(12)
- 鎮目真人(2010) 「2004年、2009年改革による基礎年金制度の給付水準と改革のゆくえ—非経路依存変化類型に依って—」 『社会政策研究』 10号
- 鎮目真人(2006) 「国民年金制度と基礎的生活保障—2004年公的年金改革による生活保障のゆくえ—」 日本社会福祉学会、『社会福祉学』 47巻1号
- 多田洋介 (2003) 『行動経済学入門』 日本経済新聞社
- 高橋直人一 (2012) 「少子化・長寿化の更なる進展で制度改革が必要に—第5部『年金の21世紀』(平成12~)(上)—」 『週刊社会保障』 No.2668、48-59
- 日本経済新聞社編(2004) 『年金を問う』 日本経済新聞社
- 真壁昭夫 (2010) 『行動経済学入門—基礎から応用までまるわかり—』 ダイヤモンド社
- 吉原健二(2004) 『わが国の公的年金制度—その生い立ちと歩み—』 中央法規
- Cox,H.Robert(2001) “The Social Construction of an Imperative :Why Welfare Reform Happened in Demmark and the Netherlands but Not in Germany”, *World Politics* 53:463-98.
- Hacker Jacob S(2004) “Privatizing Risk without Privatizing the Welfare State: The Hidden Politics of Social Policy Retrenchment in the United States”, *American Political Science Review*,98: 243-260.
- Huber,Evelyne., Ragin, Charles ., Stephens,John D(1993) “Social Democracy,Christian Democracy,Constitutional Structure,and the Welfare State”, *American Journal of Sociology*.,Vol.99,No.3.
- Immergut,E.M (1992)Health Politics.Interests and Institutions in Western Europe. Cambridge Univ.press.
- Scmidt、A. Vivien(2002)The futures of European capitalism . Oxford : Oxford University Press.209-256.
- Levy,D.Jonah(1999) “Vice into Virture? :Progressive Politics and Welfare Reform in Continental Europe”, *Politics&Society*,27:279-273.
- Vis,Barbara(2010)Politics of risk-taking : welfare state reform in advanced democracies.Amsterdam : Amsterdam University Press.
- Vis,Barbara(2009) “Goverments and unpopular social policy reform: Biting the bullet or steering clear? ”, *European Journal of Political Research* ,48:31-57.
- Vis,Barbara&Van Kersbergen,Kees(2007) “Why and How Do political Actors Pursue

Risky Reforms? ”, *Journal of Theoretical Politics*, 19(2), 153-172.

Weaver, R.K (1986) “The Politics of Blame Avoidance”, *Journal of Public Policy*, 6, No. 4, 371-98.